

県版ガイドライン策定の基本方針（案）

国ガイドラインは、地方公共団体や企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載している。しかしながら、住民の事前避難等の具体的な検討においては、地域の実情に応じて適切に定めることとされている。

このため、県版ガイドラインは、国ガイドラインの「第2編：住民編」を本県の実情を踏まえて記載するとともに、以下の基本方針により策定する。

なお、企業の防災対応については、中部経済連合会での検討結果を反映した国ガイドラインの「第3編：企業編」に基づき各事業者が検討するものとする。

1 国ガイドラインを踏まえ、本県の多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策の効果（資料3-2参照）を反映する

- ・ 想定される津波到達時間、津波対策の進捗状況や人口等の特徴を総合的に勘案して選定したモデル地域（湖西市、伊豆市、河津町）で先駆的に検討を行う。
- ・ モデル地域において、住民に防災対応の具体的な考え方（事前避難対象地域や事前避難先、事前避難先への移動手段等の設定基準）を示し、住民から得られる意見を反映する。
- ・ この他、要配慮者分野に係る関係団体や県内市町等からの意見及び県防災会議専門部会等での検討を反映する。

2 市町が南海トラフ地震臨時情報発表時の対応をあらかじめ検討し、地域防災計画等に定めることができるよう手順、留意事項等を示したものとする

- ・ 市町が行う事前避難対象地域の設定や事前避難先の確保等の検討に役立つよう、また、地域の特性を考慮した事前防災対応の内容を検討できるように、手順や留意事項を定める。